障 第 1108 号 令和6年2月20日

児童発達支援事業者 放課後等デイサービス事業者

> 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長 (公印省略)

児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業における自己評価結果の公表等 及び県への届出について(通知)

日頃から、本県の障がい福祉行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)の改正により、放課後等デイサービス事業者は平成29年4月1日から、児童発達支援事業者は平成30年4月1日から、おおむね1年に1回以上、自己評価結果等を公表することが義務付けられています。

つきましては、下記のとおり自己評価結果等の公表を実施の上、その結果を令和6年3月29日(金)までに届け出てください。

なお、自己評価結果等の公表が未実施の場合、令和6年4月1日以降「未公表月から未 公表状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算適用(所定単位数の 15%)」が行われることになっていますので御留意願います。

記

1 実施方法

次の(1)から(5)の手順で児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業に関する自己評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組むこと。

(1) 職員自己評価

事業所の職員に対して、「児童発達支援(放課後等デイサービス)自己評価表【事業者向け】」(別添参考様式2)を配布して、自己評価を行う。

(2) 保護者等評価

保護者等に対して、「児童発達支援(放課後等デイサービス)評価表【保護者等向け】」(別添参考様式3)を配布して、アンケート調査を実施する。

(3) 事業所全体評価

回収した評価表を集計し、項目ごとに課題や工夫点等を職員会議等の場で協議する。 なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。

(4) 評価結果公表

公表用に様式(事業所用、保護者用)を作成、事業所ホームページに掲載して公表する。

インターネットでの公表が困難な場合、紙媒体を事業所の見やすい場所に掲示の上、 利用児の保護者へ配布することについても、公表の方法とみなす。

(5) 支援改善

公表した改善目標・内容に沿った速やかな取り組みを行い、立てられた改善目標に 沿って、支援を改善していく。

2 評価に当たっての留意事項

- ・ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの内容を十分確認すること。
- ・ 事業所の実情に合わせて、評価表を加除修正する場合は、国ガイドラインの内容に沿ったものにすること。
- ・ 保護者等に評価を依頼する際には、国ガイドラインの内容を保護者等によく説明し、 ガイドラインに基づく保護者評価であることを御理解いただくこと。

3 県への届出

(1) 届出書類

- ア 自己評価等結果報告書(別紙様式1)
- イ 児童発達支援(放課後等デイサービス)自己評価表公表用【事業者向け】
- ウ 児童発達支援(放課後等デイサービス)評価表公表用【保護者等向け】
- ※ イとウは別添参考様式2と3を公表用に加工した様式でも可とする。
- ※ 児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を提供する多機能型事業所は、両サービスを公表し、報告すること。

(2) 届出期限

令和6年3月29日(金)

(3) 届出先

所管の広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターに提出願います。

【担当】

療育担当 (城守)

TEL: 019-629-5446